

第2章 個別労働紛争に関するあっせん

第1節 あっせんの状況

1 あっせんの係属状況

(1) 概況

あっせんを実施している労働委員会は、30年末現在、44道府県労委である。

30年に係属した個別労働紛争に関するあっせん件数は344件で、このうち29年から繰越されたものは35件、新規に係属したものは309件であった（第47表参照）。

(2) 新規係属件数

新規係属件数は309件で、29年に比べ38件の増加となった。過去5年の推移は、26年358件、27年350件、28年310件、29年271件となっている（図5参照）。

(3) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働者からの申請が301件・97.4%（29年265件・97.8%）、使用者からの申請が8件・2.6%（同6件・2.2%）、労使双方からの申請が0件・0%（同0件・0%）であった（第48表参照）。

(4) 道府県労委別新規係属状況

新規係属事件を道府県労委別にみると、鳥取36件・11.7%（29年29件・10.7%）が最も多く、以下、北海道21件・6.8%（同18件・6.6%）、静岡16件・5.2%（同17件・6.3%）、長野14件・4.5%（同4件・1.5%）が続いている（第47表参照）。

第47表 道府県労委別個別労働紛争あっせん件数

(単位:件)

都道府県 労委	区分	あ っ せ ん								次期 繰越
		係 属 件 数			終 結 件 数					
		前期 繰越	新規係 属件数	計	解決	打切	取下	不開始	計	
	北海道	3	21	24	3	5	11	4	23	1
	青森	1	7	8	3	1	2	0	6	2
	岩手	1	1	2	0	1	0	0	1	1
	宮城	2	6	8	0	5	2	0	7	1
	秋田	0	2	2	0	1	0	1	2	0
	山形	1	6	7	2	3	1	0	6	1
	福島	2	4	6	3	3	0	0	6	0
	茨城	0	1	1	0	1	0	0	1	0
	栃木	0	5	5	0	5	0	0	5	0
	群馬	0	3	3	1	1	1	0	3	0
	埼玉	0	13	13	1	12	0	0	13	0
	千葉	1	13	14	2	3	0	0	5	9
	東京	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新潟	2	9	11	6	2	2	0	10	1
	山梨	0	4	4	1	1	1	0	3	1
	長野	1	14	15	9	1	2	0	12	3
	静岡	0	16	16	5	10	1	0	16	0
	富山	1	4	5	4	1	0	0	5	0
	石川	2	2	4	3	1	0	0	4	0
	福井	0	2	2	2	0	0	0	2	0
	岐阜	0	5	5	0	0	0	4	4	1
	愛知	2	13	15	6	5	2	0	13	2
	三重	0	2	2	0	1	1	0	2	0
	滋賀	0	13	13	8	3	1	1	13	0
	京都	0	3	3	1	2	0	0	3	0
	大阪	0	3	3	2	1	0	0	3	0
	兵庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	奈良	1	5	6	3	1	2	0	6	0
	和歌山	0	2	2	1	0	0	0	1	1
	鳥取	4	36	40	20	14	3	0	37	3
	島根	3	4	7	4	1	0	0	5	2
	岡山	0	6	6	2	2	0	0	4	2
	広島	1	12	13	4	6	2	0	12	1
	山口	0	6	6	0	3	0	1	4	2
	徳島	0	9	9	3	2	3	0	8	1
	香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	愛媛	0	4	4	1	3	0	0	4	0
	高知	0	3	3	1	2	0	0	3	0
	福岡	0	2	2	0	1	1	0	2	0
	佐賀	0	7	7	6	1	0	0	7	0
	長崎	0	3	3	0	3	0	0	3	0
	熊本	1	10	11	4	5	1	0	10	1
	大分	1	0	1	1	0	0	0	1	0
	宮崎	2	12	14	6	5	0	0	11	3
	鹿児島	0	9	9	4	5	0	0	9	0
	沖縄	3	9	12	1	9	0	0	10	2
	総計 (注2)	35	309	344	123	131	38	11	303	41
	29年 (注2)	31	271	302	94	137	31	5	267	35
					35.2%	51.3%	11.6%	1.9%	100%	

(注)1. 東京都、兵庫県、福岡県には労働委員会が主体となる制度は設けられていないが、次の制度がある。

東京都：都によるあっせんを実施。

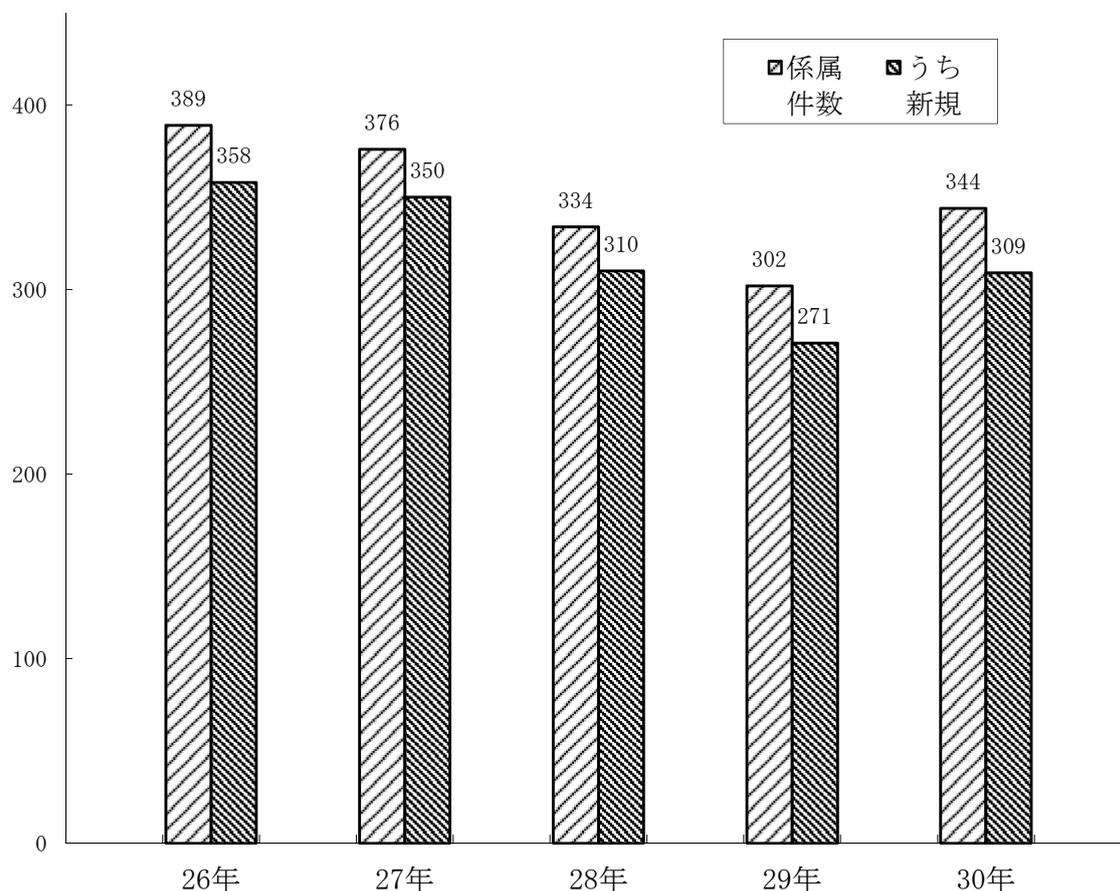
兵庫県：労使相談センターによるあっせんを実施。

福岡県：県によるあっせんを実施。その中で労働委員会委員によるあっせんの制度が設けられている。(表中は委員によるあっせんの件数)

2. 総計には、福岡県の件数は含まれていない。

図5 あっせん件数の推移

(単位：件)



(注) 個別労働紛争に関するあっせん実施道府県労委の計 (44 労委)。

第48表 新規係属事件における開始事由別個別労働紛争あっせん件数の推移

(単位：件)

年	開始事由		労働者申請		使用者申請		労使双方申請		計	
	労働者申請	使用者申請	労働者申請	使用者申請	労働者申請	使用者申請	労働者申請	使用者申請	労働者申請	使用者申請
26年	349	97.5%	9	2.5%	0	0.0%	358	100%		
27年	347	99.1%	3	0.9%	0	0.0%	350	100%		
28年	301	97.1%	9	2.9%	0	0.0%	310	100%		
29年	265	97.8%	6	2.2%	0	0.0%	271	100%		
30年	301	97.4%	8	2.6%	0	0.0%	309	100%		

2 あっせん事件における関係当事者の特徴

(1) 労働組合の有無別及び従業員数規模別事業主の状況

終結した事件を労働組合の有無別・従業員数規模別にみると、労働組合ありでは、従業員数が9人以下は1件・2.0% (29年0件・0.0%)、10人以上49人以下は0件・0.0% (同6件・13.0%)、50人以上99人以下は1件・2.0% (同3件・6.5%)、100人以上299人以下は10件・20.4% (同6件・13.0%)、300人以上499人以下は3件・6.1% (同3件・6.5%)、500人以上は34件・69.4% (同28件・60.9%)であった。

労働組合なしでは、従業員数が9人以下は51件・21.3% (同38件・18.5%)、10人以上49人以下は76件・31.7% (同71件・34.6%)、50人以上99人以下は32件・13.3% (同19件・9.3%)、100人以上299人以下は44件・18.3% (同37件・18.0%)、300人以上499人以下は14件・5.8% (同9件・4.4%)、500人以上は23件・9.6% (同31件・15.1%)であった(第49表参照)。

第49表 当事者である事業主の状況

(単位：件)

		9人以下	10人以上 49人以下	50人以上 99人以下	100人以上 299人以下	300人以上 499人以下	500人以上	合計
		30年 (29年)	組合あり	1 (0)	0 (6)	1 (3)	10 (6)	3 (3)
	組合なし	51 (38)	76 (71)	32 (19)	44 (37)	14 (9)	23 (31)	240 (205)
	合計	52 (38)	76 (77)	33 (22)	54 (43)	17 (12)	57 (59)	289 (251)

(注) 件数は終結件数である。29年は16件、30年は14件が不明。

(2) 労働者の就労状況

終結した事件の労働者の就労状況は、正社員が166件・54.8% (29年145件・54.3%)、パート・アルバイトが63件・20.8% (同63件・23.6%)、契約社員が48件・15.8% (同42件・15.7%)、派遣労働者が14件・4.6% (同11件・4.1%)、その他が12件・4.0% (同6件・2.2%)となっている(第50-1表、図6参照)。

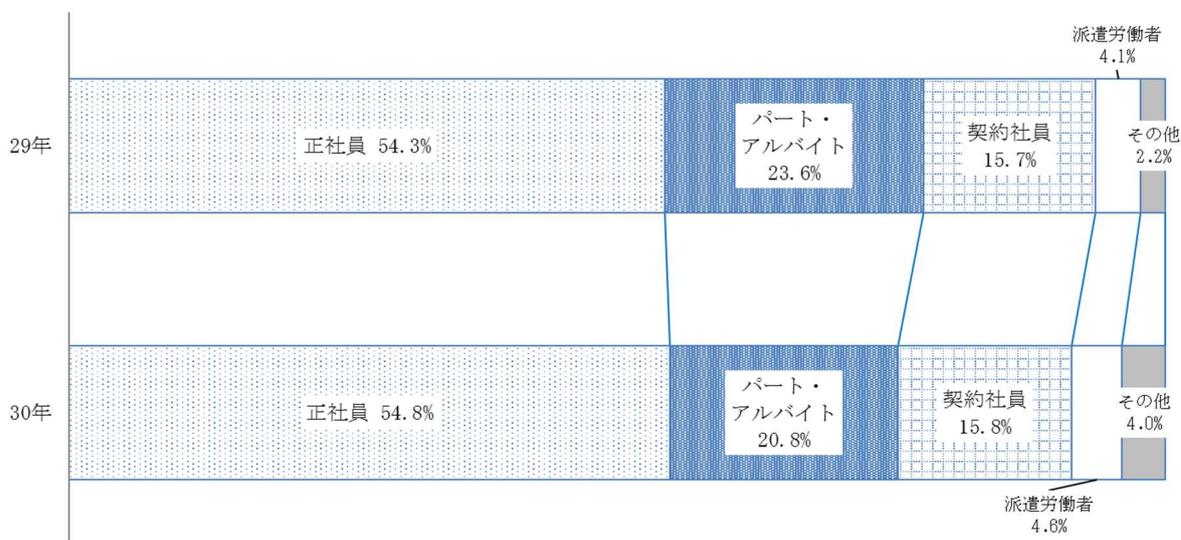
第50-1表 個別労働紛争の当事者である労働者の就労状況

就労状況	正社員		パート・ アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		計	
	29年	145	54.3%	63	23.6%	42	15.7%	11	4.1%	6	2.2%	267
30年	166	54.8%	63	20.8%	48	15.8%	14	4.6%	12	4.0%	303	100%

(注) 1. 件数は終結件数である。

2. 就労状況の「その他」とは、業務委託、試用期間、嘱託など。

図6 労働者の就労状況



(3) 労働者の就労状況別及びあっせんの内容別事項

終結事件に係る労働者の就労状況別・あっせんの内容別事項を見てみると、いずれの就労状況でも「経営又は人事」が最も多く、次いで、「正社員」では「賃金等」が、「パート・アルバイト」及び「契約社員」、「その他」では「職場の人間関係」が、「派遣労働者」では「賃金等」と「労働条件等」が多くなっている（第50-2表参照）。

第50-2表 労働者の就労状況、内容別個別労働紛争あっせん事項

(単位：項目)

就労状況	事項		経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
正社員	109	38.5% (1)	61	21.6% (2)	41	14.5% (4)	51	18.0% (3)	21	7.4% (5)	283	100%		
パート・アルバイト	36	37.1% (1)	19	19.6% (3)	11	11.3% (4)	22	22.7% (2)	9	9.3% (5)	97	100%		
契約社員	35	43.8% (1)	11	13.8% (4)	12	15.0% (3)	14	17.5% (2)	8	10.0% (5)	80	100%		
派遣労働者	6	33.3% (1)	5	27.8% (2)	5	27.8% (2)	2	11.1% (4)	0	0.0% (5)	18	100%		
その他	7	33.3% (1)	3	14.3% (4)	2	9.5% (5)	5	23.8% (2)	4	19.0% (3)	21	100%		

(注) 1. 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は終結件数とは一致しない。

2. 下段の()は、各就労状況におけるあっせん事項の順位を表す。

3 あっせん内容の特徴

新規係属事件 309 件に係るあっせんの内容別事項数 511 件 (29 年 460 件) のうち、「経営又は人事」が 202 件・39.5% (同 189 件・41.1%)、「賃金等」が 89 件・17.4% (同 106 件・23.0%)、「労働条件等」が 74 件・14.5% (同 51 件・11.1%)、「職場の人間関係」が 103 件・20.2% (同 77 件・16.7%)、「その他」が 43 件・8.4% (同 37 件・8.0%) となっている。

29 年と比べると、「職場の人間関係」が 26 件、「労働条件等」が 23 件、「経営又は人事」が 13 件、「その他」が 6 件、それぞれ増加し、「賃金等」が 17 件減少した (第 51 表参照)。

第 51 表 新規係属事件における内容別個別労働紛争あっせん事項の推移

(単位：項目、件)

	経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計		新規係属事件数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
26年	214	42.3%	142	28.1%	44	8.7%	74	14.6%	32	6.3%	506	100%	358
27年	249	46.3%	135	25.1%	44	8.2%	74	13.8%	36	6.7%	538	100%	350
28年	207	37.7%	131	23.9%	76	13.8%	101	18.4%	34	6.2%	549	100%	310
29年	189	41.1%	106	23.0%	51	11.1%	77	16.7%	37	8.0%	460	100%	271
30年	202	39.5%	89	17.4%	74	14.5%	103	20.2%	43	8.4%	511	100%	309

(注) 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は新規係属事件数に一致しない。

4 あっせん員の構成

終結した事件 303 件のうち、あっせん員の指名がされた 258 件 (29 年 225 件) について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員によるものが 207 件・80.2% (同 181 件・80.4%)、委員及び事務局職員が 29 件・11.2% (同 19 件・8.4%) などとなっている (第 47 表及び第 52 表参照)。

第 52 表 あっせん員の構成

(単位：件)

	委 員						委員+非委員						非 委 員				合計	
	三者構成		公益委員のみ		その他		委員及び事務局職員				その他		事務局職員		その他			
							件数	割合	件数	割合								
29年	181	80.4%	3	1.3%	0	0.0%	19	8.4%	19	8.4%	7	3.1%	1	0.4%	14	6.2%	225	100%
30年	207	80.2%	3	1.2%	0	0.0%	29	11.2%	22	8.5%	4	1.6%	1	0.4%	14	5.4%	258	100%

5 あっせんの終結

(1) 処理状況

30年は29年からの繰越35件を含む344件(29年302件)の係属事件のうち、303件(同267件)が終結し、41件(同35件)が31年に繰り越された。終結した303件のうち、当事者があっせんを行うことに同意したもの(「あっせんあり」)は152件(同135件)、同意しなかったもの(「あっせんなし」)は151件(同132件)であった(第47表、チャートβ参照)。

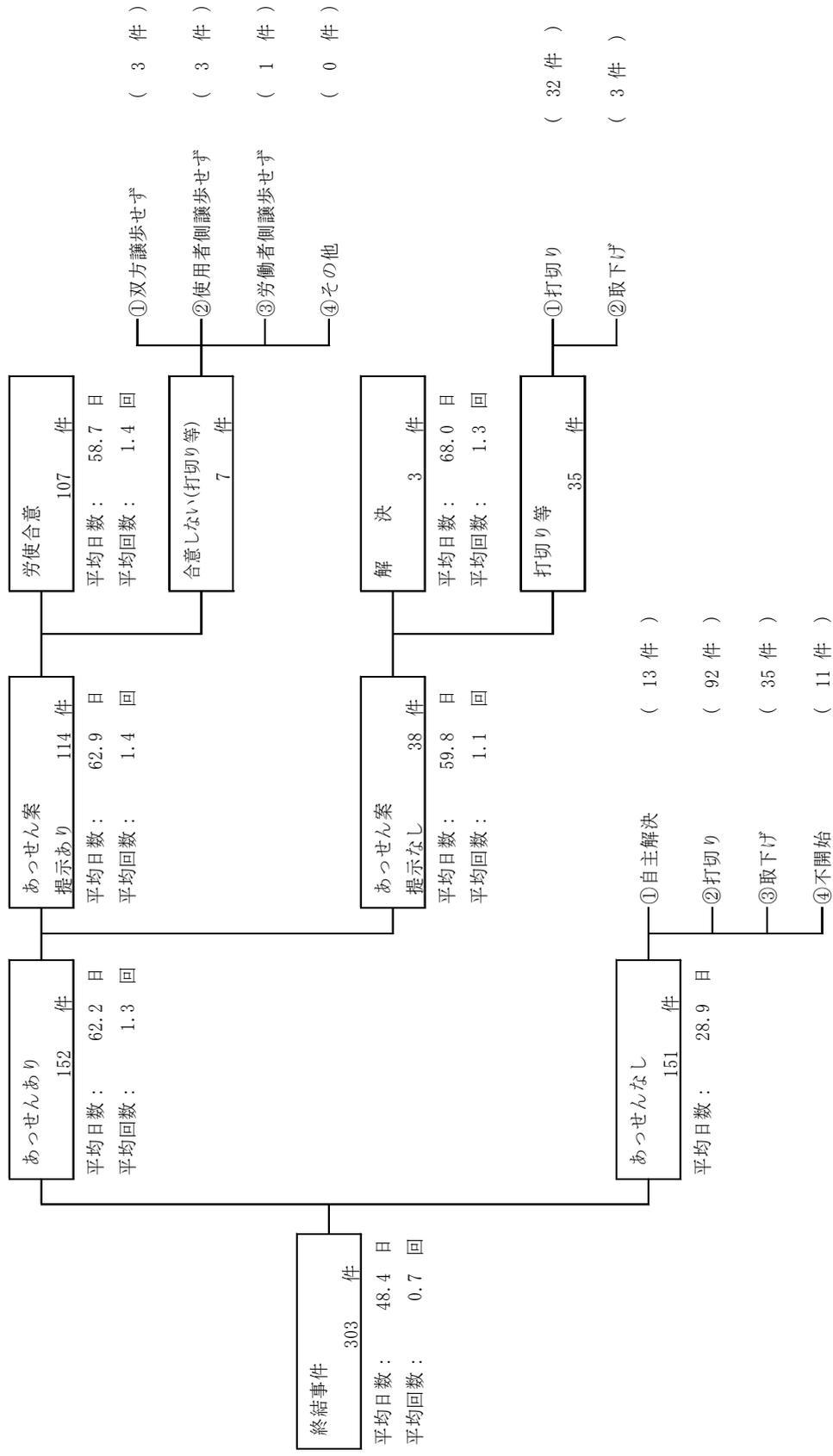
(2) あっせんを行った事件

あっせんを行うことに同意した事件152件(29年135件)のうち、あっせん案の提示があった114件(同92件)の内訳をみると、労使合意したもの(解決)が107件(同88件)、労使合意しなかったもの(打切り等)が7件(同4件)であった。労使合意しなかった7件の内訳は「双方譲歩せず」が3件、「使用者側譲歩せず」が3件、「労働者側譲歩せず」が1件となっている。また、あっせん案の提示がなかった38件の内訳をみると、解決3件、打切り等が35件となっている(チャートβ参照)。

(3) あっせんを行わなかった事件

被申請者があっせんを行うことに同意しなかった事件151件(29年132件)の内訳をみると、打切りが92件(同92件)と最も多く、以下、取下げ35件(同30件)、自主解決13件(同5件)、不開始11件(同5件)となっている(チャートβ参照)。

チャートβ 個別労働紛争に関するあっせんの処理状況(フローチャート)



※ 平均日数 = 処理日数 ÷ 取下げ及び不開始を除く最終件数

(4) 解決状況

30年に終結した事件303件(29年267件)のうち、取下げ・不開始を除く254件(同231件)の終結状況は、解決123件(同94件)、打切り131件(同137件)で、その解決率は48.4%(同40.7%)であった(第53表参照)。

第53表 個別労働紛争あっせんの終結状況、解決率

(単位：件)

	終 結 件 数										解決率
	解決		打切		取下		不開始		計		
26年	157	43.3%	135	37.2%	45	12.4%	26	7.2%	363	100%	53.8%
27年	144	40.9%	150	42.6%	35	9.9%	23	6.5%	352	100%	49.0%
28年	133	43.9%	140	46.2%	29	9.6%	1	0.3%	303	100%	48.7%
29年	94	35.2%	137	51.3%	31	11.6%	5	1.9%	267	100%	40.7%
30年	123	40.6%	131	43.2%	38	12.5%	11	3.6%	303	100%	48.4%

(注) 1. 解決率(%) = 解決件数 ÷ 取下・不開始を除く終結件数 × 100

2. 被申請者の不参加による打切について、平成28年分から「打切」に分類している。

(5) 平均処理日数

取下げ・不開始を除く254件(29年231件)の平均処理日数は48.4日(同40.5日)であった(第54表参照)。

(注) あっせん処理日数は、申請書受付日(又はあっせん員指名日・あっせん受任日)～終結日で計算している。

第54表 個別労働紛争のあっせん平均処理日数

(単位：日)

	26年	27年	28年	29年	30年
平均処理日数	48.4	40.6	40.8	40.5	48.4